

電子機器リサイクル業者の真の責務の誓い Electronics Recycler's Pledge of True Stewardship

我々、署名リサイクル会社は、電子廃棄物の真の責務の誓いとして、下記を支持することに同意する。

．我々は、我々が扱う又は管理するどのような有害電子廃棄物（注1）も、直接的であろうと中間処理を介してであろうと、最終処分又はエネルギー回収を目的とした固体廃棄物（有害ではない廃棄物）の埋立処分場又は焼却炉に送られることを許さない。

．有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の決議に基づき、我々が扱う又は管理する有害電子廃棄物が、直接的であろうと中間処理を介してであろうと、最終処分のために先進国から途上国（注2）へ輸出されることを許さない。

．我々は、我々が扱うどのような電子廃棄物も、直接的であろうと中間処理を介してであろうと、リサイクルのために刑務所に送られることを許さない。

．我々は、我々が認定された又は事業の種類と規模に適切な“環境管理システム”を持ち、我々の操業が最優良事例であることを保証する。

．我々は、川下の中間処理や精錬所のような回収処理を含む、全リサイクル・チェーンが、適用される全ての環境及び健康規制に適合していることを確実にすることを約束する。世界中で得られる最も効率的で最も汚染の少ない回収サービスを提供する施設（例えば精錬所）だけを使用するよう努力を払う。

．我々は、製品の全リサイクル・チェーンを通じて有害電子廃棄物の行方を追跡できる体制を整えることに同意する。その追跡情報は全ての有害電子廃棄物物質の最終処分を示すべきである。もし、取引上の機密に懸念があるならば、関係者が同意する独立系監査者をこの誓いへの遵守を確かめるために起用することができる。

．我々は、我々の施設閉鎖による環境的及びその他のコストをカバーするために、そして追加的に我々の管理する又は所有する廃棄物を巻き込む事故や出来事のための損害賠償責任保険を準備するために、適切な保証（ボンドなど）を提供することに同意する。さらに我々は製品の全チェーンでの確実に注意義務を全うする。

．我々はさらに環境設計及び有害物質使用削減プログラム及び／又は電子製品のための立法を支持することに同意する。

注1：有害電子廃棄物とは、電子機器、部品、それらに由来するリサイクル又は最終処分を目的とし、直接再使用を目的とはしない物質を意味する。それらは、コンピュータ、モニター、周辺機器、及び電子回路基板やCRTを含むその他の電子機器と共に、鉛又はベリリウム含有電子回路基板、CRT、CRTガラス（処理又は未処理）などからなる。それはまた、鉛、水銀、及び/又はカドミウムを含むバッテリー、及び水銀、ベリリウム、及びPCBを含む部品、ランプ、及び装置を含む。

“有害電子廃棄物”の定義は、鉛、カドミウム、ベリリウム、PCB類、水銀などバーゼル条約有害廃棄物（バーゼル条約付属1にリストされている要素）により汚染されていないければ、銅のような非有害廃棄物を含まない。

“有害電子廃棄物”の定義は、結果として輸入国でCRTや回路基板のような有害要素が処分されないという保証がない限り、修理のために輸出される動作しない部品や装置を含む。

“有害電子廃棄物”の定義は、完全に機能することを完全にテストされ、保証され、又はラベル表示された動作する機器や部品であり、処分又はリサイクルを目的とせず、寄付、再使用、再販売のものは、含まない。

この誓いに用いられている“有害電子廃棄物”という用語は、現在のアメリカ又他の国の“有害電子廃棄物の法的定義と関係はなく、同義語でもなく、この誓いの目的のためだけのものである。もし、電子機器又は物質が更なる処理又は準備なしに（例えば、クリーンなCRTガレット（粉碎したガラス原料））製品製造のための直接原料として用いられるなら、輸入国の責任ある当局はその物質は廃棄物ではないと決定するかもしれない、その場合には、有害電子廃棄物ではなくなる。正当な責任ある当局によってそのような決定が書面で用意され、この誓いの保有者に供給されることが、この誓いの免除のために求められる。

注2：途上国:バーゼル条約及び禁止修正条項に従って、先進国とは欧州連合あるいは経済協力開発機構（OECD）のいずれにも含まず、リヒテンシュタインを除く国とする。OECD加盟国の完全なリストは下記を参照し、グレーの塗りつぶしのある国を探すこと。

http://www.ban.org/country_status/country_status_chart.html

又はwww.oecd.orgを参照すること。

以上